

## 広島県教育委員会規則第七号

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

広島県教育委員会

委員長 天野 肇

### 学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条中「伝染病」を「感染症」に、「かかつておる」を「かかっている」に改める。

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条中「伝染病」を「感染症」に、「かかつておる」を「かかっている」に改める。

(広島県立高等学校等管理規則の一部改正)

第三条 広島県立高等学校等管理規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項第一号及び第三号中「伝染病」を「感染症」に改める。

(広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正)

第四条 広島県立高等学校通信教育に関する規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条(見出しを含む。)中「伝染病」を「感染症」に改める。

(広島県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第五条 広島県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一養護教諭の部中「~~伝染病~~」を「~~伝染病~~」に改める。

(広島県立中学校学則の一部改正)

第六条 広島県立中学校学則(平成十五年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十条(見出しを含む。)中「伝染病」を「感染症」に改める。

### 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。